

香川県自然環境保全条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第45号

香川県自然環境保全条例施行規則等の一部を改正する規則

(香川県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県自然環境保全条例施行規則(昭和49年香川県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第14条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>a～r 略</p> <p>s 航空法(昭和27年法律第231号) <u>第2条第5項</u>に規定する航空保安施設</p> <p>t～zの8 略</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2)～(11) 略</p> <p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第18条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア～セ 略</p> <p>ソ 航空法 <u>第2条第5項</u>に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。</p>	<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第14条 条例第18条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>a～r 略</p> <p>s 航空法(昭和27年法律第231号) <u>第2条第4項</u>に規定する航空保安施設</p> <p>t～zの8 略</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2)～(11) 略</p> <p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第18条 条例第18条第10項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p> <p>ア～セ 略</p> <p>ソ 航空法 <u>第2条第4項</u>に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。</p>

タ～ネ 略 (2)～(10) 略	タ～ネ 略 (2)～(10) 略
---------------------	---------------------

(香川県自然海浜保全条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県自然海浜保全条例施行規則(昭和55年香川県規則第84号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第9条 略 (1) 略 ア～セ 略 ソ 航空法(昭和27年法律第231号) <u>第2条第5項</u> に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。 タ～ネ 略 (2)～(5) 略	第9条 条例第6条第4項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるとおりとする。 (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるものの ア～セ 略 ソ 航空法(昭和27年法律第231号) <u>第2条第4項</u> に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。 タ～ネ 略 (2)～(5) 略

(香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第3条 香川県福祉のまちづくり条例施行規則(平成8年香川県規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
別表第1(第2条、第6条関係) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>公共的施設の区分</th> <th>公共的施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 公共交通機関の施設</td> <td>略 (1)～(3) 略 (4) <u>空港法</u>(昭和31年法律第80号) <u>第2条</u>に規定する空港</td> </tr> <tr> <td>3～5 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公共的施設の区分	公共的施設	1 略		2 公共交通機関の施設	略 (1)～(3) 略 (4) <u>空港法</u> (昭和31年法律第80号) <u>第2条</u> に規定する空港	3～5 略		別表第1(第2条、第6条関係) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>公共的施設の区分</th> <th>公共的施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 公共交通機関の施設</td> <td>次に掲げる施設で1の項の建築物以外の部分 (1)～(3) 略 (4) <u>空港整備法</u>(昭和31年法律第80号) <u>第2条第1項</u>に規定する空港</td> </tr> <tr> <td>3～5 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公共的施設の区分	公共的施設	1 略		2 公共交通機関の施設	次に掲げる施設で1の項の建築物以外の部分 (1)～(3) 略 (4) <u>空港整備法</u> (昭和31年法律第80号) <u>第2条第1項</u> に規定する空港	3～5 略	
公共的施設の区分	公共的施設																
1 略																	
2 公共交通機関の施設	略 (1)～(3) 略 (4) <u>空港法</u> (昭和31年法律第80号) <u>第2条</u> に規定する空港																
3～5 略																	
公共的施設の区分	公共的施設																
1 略																	
2 公共交通機関の施設	次に掲げる施設で1の項の建築物以外の部分 (1)～(3) 略 (4) <u>空港整備法</u> (昭和31年法律第80号) <u>第2条第1項</u> に規定する空港																
3～5 略																	

(香川県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第4条 香川県環境影響評価条例施行規則(平成11年香川県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第12条関係）		別表第2（第12条関係）	
対象事業の区分	準備書等の送付時期	対象事業の区分	準備書等の送付時期
1～3 略		1～3 略	
4 別表第1の4の項に該当する対象事業	航空法（昭和27年法律第231号）第38条第1項若しくは第43条第1項の規定に基づく許可の申請又は同法第55条の2第3項において準用する同法第38条第3項の規定に基づく告示の前	4 別表第1の4の項に該当する対象事業	航空法（昭和27年法律第231号）第38条第1項若しくは第43条第1項の規定に基づく許可の申請又は同法第55条の2第2項において準用する同法第38条第3項の規定に基づく告示の前
5～14 略		5～14 略	

（みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則の一部改正）

第5条 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則（平成15年香川県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（協議を要しない土地開発行為） 第3条 略 （1）・（2） 略 （3） 略 ア～キ 略 ク 航空法（昭和27年法律第231号）による <u>空港</u> に設置される施設で当該 <u>空港</u> の機能を確保するため必要なもの若しくは当該 <u>空港</u> を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第2条第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの ケ～ソ 略 （4）～（6） 略	（協議を要しない土地開発行為） 第3条 条例第16条第2項第4号の規則で定める土地開発行為は、次に掲げる土地開発行為とする。 （1）・（2） 略 （3） 次に掲げる施設を設置するために行われる土地開発行為 ア～キ 略 ク 航空法（昭和27年法律第231号）による <u>公共の用に供する飛行場</u> に設置される施設で当該 <u>飛行場</u> の機能を確保するため必要なもの若しくは当該 <u>飛行場</u> を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第2条第4項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの ケ～ソ 略 （4）～（6） 略

（香川県希少野生生物の保護に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 香川県希少野生生物の保護に関する条例施行規則（平成18年香川県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(捕獲等の禁止の適用除外)

第5条 略

- (1)～(3) 略
- (4) 略

ア～ス 略

セ 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第5項に規定する航空保安施設を設置し、又は管理すること。

ソ～ヒ 略

(指定希少野生生物保護区における許可を要しない行為)

第12条 略

- (1) 略

ア～ト 略

ナ 航空法第2条第5項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。

ニ～ヤ 略

- (2)～(10) 略

(捕獲等の禁止の適用除外)

第5条 条例第11条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

- (1)～(3) 略

(4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって次に掲げる行為に伴うものであること(あらかじめ、知事に届け出たものに限る。)

ア～ス 略

セ 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第4項に規定する航空保安施設を設置し、又は管理すること。

ソ～ヒ 略

(指定希少野生生物保護区における許可を要しない行為)

第12条 条例第18条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

ア～ト 略

ナ 航空法第2条第4項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。

ニ～ヤ 略

- (2)～(10) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成21年4月1日から施行する。